

【助産所用】

別表 1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|---------------|--|---|
| 1) | 助産所の業務形態 | 1 助産所内における業務の実施 2 出張による業務の実施 | |
| 2) | 障害者に対する配慮 | 1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 3) | 車椅子利用者に対する配慮 | 1 施設のバリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること |
| 4) | 受動喫煙防止対策 | 1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 5) | 妊婦等に対する相談又は指導 | 1 周産期相談 2 母乳育児相談 3 栄養相談 4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。） 5 女性の健康相談 6 訪問相談又は訪問指導 | その他の育児相談も含む。 思春期の保健対策と健康教育を含む。 |
| 6) | 医療従事者 | 4 看護師及び准看護師 5 助産師 | |